

## 神奈川県プレジャーボート対策要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川県プレジャーボート対策要綱（以下「対策要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事が定める船舶)

第2条 対策要綱第2条第1号ウに規定する知事が定める業務用船舶は、次の各号に掲げる船舶とする。

- (1) 曳船
- (2) 押船
- (3) はしけ
- (4) 港湾工事等の作業船

2 対策要綱第2条第1号オに規定する知事が定める船舶は、次の各号に掲げる船舶とする。

- (1) 対策要綱第2条第1号アからウまでに掲げる船舶を改造等して当該船舶の本来の用途と異なる用途に用いられている船舶
- (2) その他必要に応じて知事が別に定める船舶

(暫定係留区域の指定に係る基準)

第3条 対策要綱第6条第1項に規定する治水上、河川環境上支障のない区間は、概ね次の各号に掲げる事項を総合的に検討のうえ判断するものとする。

- (1) 河川の流れの状況
- (2) 潮の干満又は高潮の河川への影響
- (3) 河川改修の予定
- (4) 周辺環境に与える影響
- (5) 河川周辺における道路の状況

(重点的撤去区域の指定に係る基準)

第4条 対策要綱第7条第2項に規定する重点的にプレジャーボートを撤去する必要があると認められる区域は、概ね次の各号に掲げる区域を基本として指定するものとする。

- (1) 支川合流点及びその周辺区域
- (2) 下水吐口の前面の区域
- (3) 橋梁下及びその周辺区域
- (4) 河川管理施設及び許可工作物の周辺区域
- (5) 河川改修の予定区域
- (6) その他係留船対策の推進上、特に必要と認められる区域

(協議会の組織等)

第5条 対策要綱第10条に規定する不法係留船対策協議会（以下「協議会」という。）

は、原則としてプレジャーボートの不法係留対策を講ずる水域等ごとに設置する。

2 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 県土整備部河川課長
- (3) 土木事務所長又は治水事務所長
- (4) 水域等が所在する市町村の関係室課の職員
- (5) 関係行政機関の職員（前号に掲げる者を除く。）
- (6) その他知事が必要と認める者

3 協議会の会長は水域等を所管する土木事務所長又は治水事務所長をもって充てる。

4 会長は、協議会を召集し、その議長となる。

5 協議会の庶務は、県土整備部河川課、土木事務所又は治水事務所が処理する。

附 則

この細則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。